

「サウナ・スパ関連商品等開発支援事業」実施業務 提案要領

1 業務の名称

「サウナ・スパ関連商品等開発支援事業」実施業務

2 業務の趣旨・目的

群馬県には、全国屈指の優れた技術力と品質の高さを誇る繊維産地があり、その他にも、食品・木工・工芸品など、ものづくりを行う中小事業者が集積している。一方で、モノや情報に溢れる現在の市場においては、差別化を図ることが課題となっている。

そこで、「リトリート」という新たな視点から県内地場産業を再編集し、サウナ・スパ関連商品等の開発支援をとおして、従来とは一線を画す新たな県内地場産業の一面を発信し、県内繊維産地及び地場産業の活性化を図る。

3 業務の内容

サウナ・スパ関連商品等開発支援事業実施に係る業務全般
(詳細は「仕様書」のとおり)

4 予算額

3, 895, 000円 (消費税及び地方消費税を含む)

- ・応募に要する経費は含みませんので、自己負担となります。
- ・消費税及び地方消費税の扱いについては、各経費について消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税(10%)を乗じた額を計上してください。
- ・採用された事業者におかれましては、採用された企画提案に基づき、業務内容を協議・調整のうえ、再度見積もりをお願いします。

5 契約期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

6 応募資格

次の要件を全て満たすものとします。

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・暴力団又は暴力団員でないこと

- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- ・本委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有している者であること

7 スケジュール

(1) 質問受付期間

令和6年5月1日（水）午後5時まで ※詳細は、下記8のとおり

(2) 提出期限

令和6年5月9日（木）午後5時必着 ※詳細は、下記9のとおり

(3) 審査期間

令和6年5月13日（月）～15日（水） ※詳細は、下記10のとおり

(4) 結果発表

令和6年5月17日（金）頃

8 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付けます。

(1) 受付期間

令和6年5月1日（水）午後5時まで

(2) 質問様式

質問書（様式1）による。

(3) 質問方法

E-mail による。E-mail jibasan@pref.gunma.lg.jp

※ 件名を「サウナ・スパ関連商品等開発支援事業 質問事項」としてください。

※ 質問書を提出した際は、必ず電話連絡をお願いします。（電話 027-226-3358）

(4) 提出先

群馬県産業経済部地域企業支援課ものづくりイノベーション室地場産業係

9 応募の手続き等

応募する場合には、次のとおり電子データを提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式2）

イ 企画提案書本体（様式自由）

ウ 業務実施体制表（様式3）

エ 費用見積書（任意様式）

※宛名は「群馬県知事山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。

オ 法人登記簿謄本〔3カ月以内に発行されたもの。コピー可〕

カ 決算書〔直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分）〕

キ 会社概要（パンフレット等）

ク 誓約書〔群馬県暴力団排除条例第7条関係〕（様式4）

ケ 消費税の「課税事業者届出書」又は「免税事業者届出書」（様式5）

※令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間において、消費税法上の課税事業者にあたる場合は「課税事業者届出書」を、免税事業者にあたる場合は「免税事業者届出書」を、それぞれ一部提出すること。

(2) 提出方法

- ・電子データ：E-mail

(3) 提出期限

令和6年5月9日（木）午後5時必着

(4) 提出先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 12階

群馬県産業経済部地域企業支援課ものづくりイノベーション室地場産業係

電話：027-226-3358 E-mail：jibasan@pref.gunma.lg.jp

(5) 提出書類の取扱い

- ・当該書類は本事業の委託先選定の審査以外の目的には使用しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

(6) その他注意事項

- ・書類の作成・提出等に要する経費は、提案者の負担とします。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡をいただくとともに、その旨書面にて提出願います。

10 審査

提出された書類に基づき、以下の項目を審査し、委託の優先交渉者を決定します。

なお、審査結果は、5月17日（金）頃までに応募者すべてに文書で通知します。

(審査基準)

- ・趣旨、目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ・企画提案内容に関すること（企画力、実現性・具体性、オリジナリティ、表現方法）
- ・実施体制等に関すること（業務遂行能力、業務への熱意・意欲、事業実績）
- ・積算に関すること（見積金額の妥当性）
- ・総合評価（全体的な整合性）

11 契約

- ・上記10において選定された者を、事業の委託契約候補者とします。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、県との交渉で決定します。
- ・優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。